

## はしがき

本書は2つの目標を目指している。第1目標は、東アジア（日本、台湾、韓国および中国を指す。以下同。）における行政法の基本原則の意味内容およびその具体化の様相を比較検討することにより、東アジアの行政活動に対する法的拘束の基本原則の同質性と差異を明らかにすることである。第2目標は、比較法研究を越えて、東アジアにおいて「グローバルな行政活動」に対する法的かつ民主的統制の課題を提示し、東アジアにおける行政法の共通原則論を試みることである。

なぜ本書をまとめることを決意したのか。学問上の問題意識については序論で述べるが、ここではそれ以外の目的意識を述べる。第1に、これまで筆者（蔡）は研究拠点を数度変えてきたが、研究拠点を新たにするたびに新しい目的意識がわいてきた。台湾勤務時代は、研究者としてスタートして元気な時期であったため、母国への貢献心が強く、日本法理論を紹介し台湾法を批判することが主な研究スタイルで、それらをまとめたのが2冊の論文集（『現代國家與行政法』、『地方自治法理論』（台湾・学林文化事業、2003年））と準教科書（『地方自治法』（台湾・三民書局、2009年））である。研究拠点を大阪に移してからは、とくに日本法学界のために、日本留学経験のある台湾研究者らとともに台湾法の入門書（『台湾法入門』法律文化社、2016年）をまとめた。そして研究拠点を立命館大学に移してからは、日常的に国際感覚を磨かれる中で、さらに新しい目的意識が芽生えた。東アジアないしアジアのために何とかしたい。これが本書の最大の目的意識である。

第2に、日本の比較法研究の世界で、砂漠のようなアジア法研究の土壤に一滴の水を投じたいという意識がある。アジア法研究は、アメリカやドイツでは進められているが、日本ではまだ開拓途中で周縁的な存在にとどまっている。筆者の異例な研究教育経験をアジア法研究に生かすことができたかと思っている。この思いは、立命館大学に着任してから一層強くなった。多くのアジアの留学生を対象に双方向的な教育を施すにあたって日本法の位置づけ等を説明す

るためには、アジア各国の法を理解する必要があると実感したからである（台湾の高校で学んだ中国古典『禮記』に由来する「教學相長」という熟語を想起する。『禮記』では、「學然後知不足、教然後知困；知不足然後能自反也、知困然後能自強也；故曰教學相長也。」と述べられている（学んではじめて自分の知識不足を知り、人に教えてはじめて自分の知識不足による苦しみを知る。知識不足を知ってまた学ぶことの意義を理解することができ、知識不足による苦しみを知って自分の成長を伸ばすことができる。したがって、教える力と学ぶ力とは、相互に刺激し合って伸びるもの、という意味））。

第3に、法の継受および変容にも関心があり、ドイツ行政法を継受してきた日本、台湾および韓国では、それぞれ、いかに自国で展開してきたのか、また、中国ではいかに台湾行政法を含む外国行政法を継受して独自のものを維持しながら展開してきたのかを、深く探してみたい。

第4に、第1の目的意識と関係するが、不安定な日中、日韓、中台関係の改善に寄与したいという素朴な思いもある。日中、日韓、中台関係の改善の方向性がなかなか見えない中、東アジア共通法の形成論をある程度構築して、共通の法秩序基盤を作り上げて、共通価値を醸成していれば、東アジアの安定につながりやすく、東アジアが安定すればアジア全体の平和的共存につながりやすいと考えるからである。共通法形成論なんて「雲の上」と揶揄されるかもしれないが、この思いはここ数年さらに強くなっている。2015年ASEAN経済共同体が誕生し、ASEAN共同体へと動いていることには経済・経営学や国際政治の分野において熱い視線がそそがれているが、法学の世界ではほとんど無関心である。それだけに共通法形成論の意義を本書で示したい。

また、本書をまとめている最中、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的大流行に見舞われた。感染拡大防止ないし新しい人類の共通敵と戦うために人類社会の「連帯」、「共生」の意義を改めて痛感し、少なくとも東アジア、アジアにおいて「連帯」や「共生」をコンセプトとする共通規範意識の醸成、共通規範秩序の構築の意義・必要性は疑うことなく肯定しなければならないと考える。

しかし、東アジア行政法研究を決意していてもその研究プロセスについて実に苦難の連続を経験している。まず共同研究可能な東アジア行政法研究者がなかなか見つからないという致命的な困難に直面した。中国、韓国、台湾、香港在住の研究者と連携して国際共同研究も思案したが、研究成果の刊行を考える

と、日本語可能な研究者に限られ、結局筆者が中国法および台湾法を、尹龍澤教授が韓国法を、稲葉一将教授が日本法を、それぞれ担当することになった。筆者が中国に入国拒否されたことがあり、直接に中国で現地調査が困難であることで文献頼りになった。しかし日本での研究資源も研究環境も全く期待できない状況にあるため各国行政法教科書・判例集集め、読み、判例整理からスタートした。2018年の東アジア行政法学会の日本大阪での開催に便乗して中国、韓国および台湾の研究者との意見交換ができ、各国の知見をいただいた。しかし最も困るのは中国行政法への理解が難しいことである。多くの中国行政法研究者との直接的対話が難しい状況で、文献の整理だけによりまとめることに心細いものがある。

苦勞の面がある一方、大きな期待も寄せたい。本書は、前述の目的意識で、日本において日本語で刊行するが、日本以外の東アジア諸国からもご関心を寄せていただけることと大いに期待している。ドイツ法を継受してきた日本、台湾および韓国で行政法の基本原則がどのように展開してきたかを各国が相互に理解できるようなものとなれば幸いである。また、このような東アジアの普遍的価値・知恵をそれ以外のアジア諸国に広げて、第1章で述べるASEAN共同体の動きやそれに伴う共通法の形成論に一助になれば幸いである。言い換えれば、本書を通じて、東アジア法ないしアジア法研究、そしてグローバルな行政法研究につなげていただければ望外の喜びである。

最後に、本書の刊行にあたり、以下の謝辞を述べさせていただきたい。第1に、本研究の財政的基盤を支えていただいた科学研究費（基盤研究C・一般「東アジアにおける行政法の基本原則の比較研究」（課題番号：17K3371、2017-2019年度））に心から感謝したい。この科研費のおかげで各国の行政法教科書や判例集等を入手でき研究条件をある程度整えることができた。第2に、本書は、「2020年度立命館大学学術図書出版推進プログラム」の助成により出版することができた。大変ありがたく、心から深くお礼申し上げる。第3に、中国・北京大学湛中乐教授、上海交通大学朱芒教授、台湾・中興大学李惠宗教授、韓国・法制研究院崔桓容副院長に感謝したい。2018年東アジア行政法研究会で貴重な知見をいただいて各国の状況の理解を深めることができた。第4に長年研究を支えてくれて、特に執筆期間中に家事等を手抜きにしていたことも宥してくれた夫に

も感謝しなければならない。本書は感謝を込めて彼に捧げたい。第5に、ますます厳しさを増す出版事情の中で本書を刊行する学問的意義をご理解下さった法律文化社田麿純子社長と、編集作業を丁寧にごなして下さった梶原有美子氏にも、心からお礼を申し上げたい。

2020年6月

蔡 秀卿